

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則.....(くらし安全課)	5
○風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則.....(都市計画課)	6
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....(総務業務センター)	6
○家畜伝染病検査の命令.....(畜産振興課)	7
○建設業を営む者に対する監督処分.....(建設情報課)	7
○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路課)	7
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	7

規 則

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第97号
消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則
消費生活協同組合法施行細則(昭和23年北海道規則第102号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「総会」を「、総会」に改め、「これを」を削り、「届け出でなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項中「(以下法という)第43条第1項第2号(規約の設定等)、同項第4号(事業計画)、同項第5号(収支予算)及び同項第8号(事業報告書等)の書類」を「(昭和23年法律第200号。以下「法」という。)第40条第1項第2号、第4号、第5号及び第7号の事項」に、「その書類」を「関係書類」に改め、「これを」を削る。

第5条を削る。

第6条中「次の場合」を「、次の場合」に、「届け出でなければ」を「届け出なければ」に改め、同条ただし書中「第4号」を「、第4号」に改め、同条第1号中「終わったとき」

を「終わったとき。」に改め、同条第2号中「因り」を「より」に、「若しくは」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第3号中「とき」を「とき。」に改め、同条第4号中「通常総会」の次に「又は総代会」を加え、「とき」を「とき。」に改め、同条第5号中「休止しようとし」を「休止しようとするとき、」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第6号中「民法第70条の規定により、」を削り、「なし」を「したとき、」に、「受けたとき」を「受けたとき。」に改め、同条第7号中「とき」を「とき。」に改め、同条第8号中「第35条第2項又は法第41条第1項」を「第33条第1項又は法第35条第2項(法第47条第6項において準用する場合を含む。)」に、「とき」を「とき。」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第9条」を「第234条」に、「第11条」を「第242条」に、「第5条」を「第158条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第8条の2を第8条とする。

別記第1号様式中「平成」を削り、「創立総会決議録」を「創立総会議事録」に改める。

別記第3号様式中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、「平成」を削り、「第号」を「第1号」に改める。

別記第4号様式中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式その1中「平成」を削り、「第65条」を「第69条第1項」に、「したいから認可されるよう」を「することの認可を受けたいので」に改め、同様式その1の1の事項から9の事項までを次のように改める。

- 1 合併理由書
 - 2 合併によって設立する組合の定款
 - 3 合併契約の内容を記載した書面又はその謄本
 - 4 合併によって設立する組合の事業計画書
 - 5 合併によって設立する組合の収支予算書
 - 6 合併の当事者たる組合が合併に関する事項につき議決した総会又は総代会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
 - 7 法第47条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録又はその謄本
 - 8 合併の当事者たる組合が作成した最終事業年度末日における貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、合併の当事者たる組合の成立の日における貸借対照表)
 - 9 合併の当事者たる組合が法第68条の3第4項において準用する法第49条第3項の規定による公告及び催告(同条第5項の規定により公告を官報のほか法第26条第3項の規定による定款の定めに従い同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたことを証する書面
- 別記第4号様式その1の9の事項の次に次の3事項を加える。
- 10 異議を述べた債権者があるときは、法第49条の2第2項の規定により当該債権者に対し

弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産の信託をしたこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

- 11 合併によって設立する組合の役員の氏名及び住所を記載した書面
- 12 役員の選任並びに2、4及び5の書類の作成が法第68条の4第2項の規定による設立委員によってなされたものであることを証する書面
別記第4号様式その2中「平成」を削り、「第65条」を「第69条第1項」に改め、同様式その2の1の事項から9の事項までを次のように改める。
 - 1 合併理由書
 - 2 合併後存続する組合の定款
 - 3 合併契約の内容を記載した書面又はその謄本
 - 4 合併後存続する組合の事業計画書
 - 5 合併後存続する組合の収支予算書
 - 6 合併の当事者たる組合が合併に関する事項につき議決した総会又は総代会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
 - 7 法第47条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録又はその謄本
 - 8 合併の当事者たる組合が作成した最終事業年度末日における貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併の当事者たる組合の成立の日における貸借対照表）
 - 9 合併の当事者たる組合が法第68条第4項及び第68条の2第6項において準用する法第49条第3項の規定による公告及び催告（同条第5項の規定により公告を官報のほか法第26条第3項の規定による定款の定めに従い同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告方法によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたことを証する書面
別記第4号様式その2の9の事項の次に次の1事項を加える。
 - 10 異議を述べた債権者があるときは、法第49条の2第2項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産の信託をしたこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
別記第5号様式中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に改め、「平成」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の消費生活協同組合法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の消費生活協同組合法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第98号

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和45年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 独立行政法人森林総合研究所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第645号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) P P C用紙A4再生上質紙1冊（500枚/冊）当たりの単価
調達予定数量 66,000冊
 - (2) P P C用紙A3再生上質紙1冊（500枚/冊）当たりの単価
調達予定数量 870冊
- 2 落札を決定した日
平成20年9月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
 - (2) 住 所 大丸藤井株式会社
- 4 落札金額
 - (1) 290円
 - (2) 580円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年8月1日付け北海道告示第516号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第646号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
 厚 岸 町 平成20年10月14日から12月12日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第647号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成20年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

1 処分をした年月日 平成20年9月27日

2 処分を受けた者

- (1) 商号及び代表者の氏名 株式会社平和産業 小林 明
- (2) 主たる営業所の所在地 久遠郡せたな町大成区都232番地の2
- (3) 建設業の許可の番号 (般-18) 檜第421号

3 処 分 の 内 容

- (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
 - (2) 営業停止の期間 平成20年10月7日から21日までの15日間
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。

北海道告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
北見環状線 北海道網走土木現業所	北見市緑町3丁目7番14地先から	前	17.60mから	568.50m	
	北見市中央三輪3丁目530番5地先まで		38.00mまで		
二又北見線 北海道網走土木現業所	北見市開成783番7地先から 北見市開成783番7地先まで	前	9.00mから	634.33m	
			65.20mまで		
		後	17.60mから	568.50m	
			42.40mまで		
		前	26.82mから	41.60m	
			26.82mまで		
		後	40.03mから	41.60m	
			51.17mまで		

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第39号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年10月7日

北海道教育庁石狩教育局長 宮内 敏文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量(1月当たりの単価)
- ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式224台(普通科高等学校用及び肢体不自由特別支援学校用)
- イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式27台(視覚障害特別支援学校用及び知的障害特別支援学校用)
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間
- ア 平成21年1月9日から平成26年12月26日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- イ 平成21年1月9日から平成25年12月27日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る
- (4) 納入期限
- ア 平成21年1月9日(金)
- イ 平成21年1月9日(金)
- (5) 納入場所
- ア 北海道札幌月寒高等学校、北海道札幌丘珠高等学校、北海道札幌白石高等学校、北海道札幌稲西高等学校、北海道恵庭北高等学校、北海道真駒内養護学校、北海道手稲養護学校
- イ 北海道高等盲学校、北海道白樺高等養護学校、北海道札幌高等養護学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成20年10月7日から10月24日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休

- 日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁石狩教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階 第1研修室(送付による場合は、郵便番号060-8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課)
- (2) 入札日時
- ア 平成20年11月17日(月) 午前10時
- イ 平成20年11月17日(月) 午前11時
(ア、イともに送付による場合は、平成20年11月14日(金)までに必着のこと。)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合は、次のとおりとする。
- ア 電子メールによる交付を希望する場合
契約に関する事務を担当する組織にその旨を電子メールで申し込むこと。
(メールアドレス: teramachi.daisuke@pref.hokkaido.lg.jp)
- イ 郵送による交付を希望する場合
A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量160グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手を添えて、北海道教育庁石狩教育局企画総務課に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定

価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 204 - 5870

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer 224 1 set

b Personal Computer 27 1 set

B . Bidding date and time :

a 10 : 00 A.M. November 17, 2008

b 11 : 00 A.M. November 17, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than November 14.)

C . Contact

Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education,
Hokkaido Office of Education Nishi 7, kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549,
Japan

Phone : 011-204-5870

正 誤

平成20年9月30日（第2014号）

北海道規則第94号（北海道税条例施行規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

47 左 7

誤

道民税	有	年	月	日	の事業年度から	月間
-----	---	---	---	---	---------	----

正

住民税	有	年	月	日	の事業年度から	月間
-----	---	---	---	---	---------	----

ページ 欄 行

47 左 9

誤

道 民 税	有	年	月	日	の事業年度から	月間
-------	---	---	---	---	---------	----

正

住 民 税	有	年	月	日	の事業年度から	月間
-------	---	---	---	---	---------	----

